1 地方分権改革の推進

1 抜本的な地方分権改革の実現

(提案要求先 内閣府・総務省・財務省) (都所管局 知事本局・総務局・財務局・主税局)

- (1) 首都東京の課題をより迅速、効果的に解決できるよう、都の権限・責任を拡大すること。
- (2) 国の出先機関の事務・権限を地方へ移管し、国の出先機関を廃止・縮小すること。
- (3) 地方の自立的な行政運営に向け、国の関与を廃止すること。
- (4)地域の実情に応じて、地方が条例で国の基準を変更することを可能にすること。
- (5) 権限とそれに見合う財源とを一体として移譲すること。

<現状・課題>

国は、第1次から第3次にわたる一括法を成立させ、法令による義務付け・枠付けなどについて見直しを行っている。また、国から都道府県への事務・権限の移譲等に関する「当面の方針」を決定するとともに、地方分権改革の今後の展望について検討を行うなど、取組を進めている。

しかし、義務付け・枠付けの見直しについては、従うべき基準が多用されていること、地方分権改革推進委員会第2次勧告で指摘されていながら、見直しに着手されていない事項が相当数残っているなど、見直しの質、量ともに決して十分なものとは言えない。

また、国の出先機関の一部の事務・権限については、本年9月に地方分権推進本部において決定された「当面の方針」において、移譲する方向で協議することとされたものの、国の出先機関の廃止・縮小についてはほとんど進展していないと言わざるを得ない。

地方自治体が自らの判断と責任において行財政運営を行う「真の地方自治」を確立するためには、「地方にできることは地方に」を基本に据えた改革を行わなくてはならない。出先機関の事務・権限は住民に身近な地方に移管することや、地方に対する国の関与は原則として廃止するなど、地方が地域の課題を主体的に解決できるよう、地方の権限を拡大すべきである。とりわけ、首都東京は、人やもの、企業、情報が集積しており、大都市特有の課題を一体的に処理することが求められている。現場を預かる都が、国に代わって課題解決に取り組めるようにする必要がある。また、権限と財源とは車の両輪であり、地方が権限を行使し、住民に対する責任

を果たしていくためには、権限に見合った財源が不可欠である。そのため、地方税を充実させるなど、自立した地方が地域の課題に自主的に取り組める財源を確保することが必要である。

<具体的要求内容>

- (1)地方の自立を確立するため、地方分権改革の実現に向けた地方との議論を着実に進め、積極的に権限移譲を行うこと。特に、首都東京の課題を、より迅速、効果的に解決できるよう、都の権限・責任を拡大させること。
- (2) 出先機関が現在行っている事務は、原則として地方へ移管するとともに、出 先機関については廃止・縮小する方向で抜本的に見直すこと。
- (3) 地方が策定する計画に対する大臣協議・同意の義務付けなどの国の関与については、真に必要なもののみに限定した上で、原則として廃止すること。
- (4) 地域の実情に合わせた施策の実施が可能となるよう、国が法令で定める基準で地方に関するものは、原則として標準的なものとして扱うこととし、基準を定める個別の法令に、条例による当該基準の強化や緩和、変更を認める規定を置き、地方が地域の実情に応じた運用をできるよう、条例の規定範囲を拡大すること。
- (5) 地方が真に自立できるよう、権限の移譲と併せて、それに見合う税財源が確保される税財政制度を構築すること。国庫補助負担金は、国と地方の役割を見直した上で、国の関与をなくすべき事務に係るものについては、原則として廃止し、権限の移譲と併せて、必要な財源を確実に措置すること。

また、法律に基づく基礎自治体への権限移譲に当たっては、国は地方交付税の不交付団体や特別区を含め、全ての区市町村に対し、必要な財源を確実に措置すること。

2 地方分権に資する地方税財政制度の抜本的改革の推進

(提案要求先 内閣府・総務省・財務省) (都所管局 財務局・知事本局・主税局)

- (1) 地方税財政制度の抜本的改革を、地方分権に資するよう、早急に実現すること。
- (2) 地方消費税の充実を含めた地方税源の拡充を図るとともに、地方の自立につながる、地方税体系を構築すること。
- (3) 地方の実態を踏まえた、必要かつ十分な地方交付税総額を確保すること。

<現状・課題>

真の地方自治とは、地方自治体が自らの権限と財源に基づき、主体的に行財政運営を行うことで初めて実現できるものである。

そのためには、国から地方への権限移譲、国の手続的関与の廃止・縮小等と併せて、国 と地方の税財政制度を抜本的に見直し、一層の地方分権を進める必要がある。

地方分権改革を進めることに伴い、地方の役割が更に高まることは明らかであるが、改めて必要なことは、自立した地方が地域の課題に自主的に取り組めるよう、地方自治体の課税権や受益と負担の関係などを踏まえ、権限に見合った財源を確保することである。

また、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」が成立し、法人事業税の暫定措置は地方消費税率の引上げ時期を目途に抜本的に見直しを行うこととされた。もとより、地方分権に逆行する暫定措置は、消費税を含む税体系の抜本的改革が行われるまでの間のものであることから、平成26年度税制改正において確実に撤廃し、地方税として復元されなければならない。

地方の役割を十分に踏まえた地方税財政制度の構築に向けては、都市の財源を奪う小手 先の手法を講ずるのではなく、地方消費税の充実を含めた地方税源の拡充に加え、地方交 付税の財源保障機能と財源調整機能を適切に発揮させるため、必要かつ十分な地方交付税 総額を確保する等、総体としての地方税財源を充実強化する方向で改革を進めていくべき である。

- (1) 地方の真の自立を確立するため、地方が担う事務と責任に見合うよう、国から地方への税源移譲を推進し、地方税源の拡充を図ること。また、安定的な財源である地方消費税について、税率を引き上げること。
- (2) 税制の見直しに際しては、地方税の応益原則や地方法人課税の税源涵養インセンティブを最大限尊重するとともに、地方分権に資する地方税体系を構築すること。受益と負担という地方税の原則を無視した地方間の水平的財政調整については、行わないこと。また、法人事業税の暫定措置については、これを確実に撤廃し、地方税として

復元すること。

(3) 地方の実態を踏まえ、適正な財政需要に基づく、必要かつ十分な地方交付税総額を確保するとともに、地方交付税の財源保障機能と財源調整機能を堅持すること。

2 法人事業税の暫定措置の確実な撤廃及び法人住民税

の一部国税化案の撤回

(提案要求先 総務省・財務省) (都所管局 財務局・知事本局・総務局・主税局)

- (1) 法人事業税の不合理な暫定措置を確実に撤廃し、地方税として復元すること。
- (2) 法人住民税の地方交付税原資化といった都市の財源を狙い撃ちした 措置は講じないこと。

<現状・課題>

平成20年度税制改正で暫定措置として導入された地方法人特別税及び地方法人特別譲与税については、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」が成立し、地方消費税率の引上げ時期を目途に「抜本的に見直しを行う」こととなった。

この暫定措置は、地方の重要な基幹税である法人事業税の一部を国税化し、地方に配分するものであるが、そもそも法人事業税は、法人の事業活動と地方自治体の公共サービスとの幅広い受益関係に着目した税であり、これを国が他地域に再配分することは、受益と負担の観点から見て、不合理であるばかりか、憲法の定める地方自治を国自ら侵害することに他ならない。

もとより、この措置は、消費税を含む税体系の抜本的改革が行われるまでの間のものである。今般、平成26年4月からの消費税率引上げが決定されたことから、平成26年度税制改正において「地方法人特別税等に関する暫定措置法」を確実に廃止し、地方法人特別税を地方税として復元すべきである。

一方、国や全国知事会においては、地方消費税率の引上げにより、不交付団体における 財源超過額が拡大することを問題視し、偏在是正の手段として、法人住民税の地方交付税 原資化や地方税による水平的な財政調整などが提案されている。しかし、これらの意見は 地方交付税制度における配分技術上の数字を基準としたものに過ぎず、実際に生じている 膨大な財政需要を捉えた検討にはなっていない。

現下の都政には、東京の更なる発展につながる先進的な施策を展開するとともに、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を大きな推進力として、日本の成長を牽引していくことが求められている。加えて、少子高齢化への対応や、首都直下地震への備えなど、喫緊に取り組むべき課題も山積している。東京の財源が不当に吸い上げられれば、東京の活力が削がれるばかりでなく、我が国全体にとって利益とならない。

税収の偏在に対しては、都市の財源を奪う小手先の手法を講ずるのではなく、地方消費税の拡充や地方交付税の適切な機能発揮など、総体としての地方税財源を充実強化することで対応すべきである。

- (1) 不合理な手段で東京の財源を奪う暫定措置は、平成26年度税制改正において確実に撤廃し、地方税として復元すること。
- (2) 税収の偏在に対しては、法人住民税の地方交付税原資化といった都市の財源を狙い撃ちした措置を講ずるのではなく、総体としての地方税財源を拡充することで対応すること。

3 財政上の不合理な措置の是正

(提案要求先 総務省・財務省) (都 所 管 局 財務局・主税局)

現在都が受けている、極めて不合理な措置について、地方税財政制度の 抜本的見直しを待つまでもなく、速やかに是正すること。

<現状・課題>

- (1) 地方揮発油譲与税の譲与制限等、地方交付税の不交付を理由とする財源調整等の措置を受けている。
- (2) 大公使館、領事館の用に供する固定資産等で派遣国の所有に係るものについては、 非課税措置により、固定資産税及び都市計画税が免除され、地方自治体はその分の税 収減を余儀なくされている。

- (1) 地方交付税の不交付を理由とする財源調整等を廃止すること。
 - ① 地方揮発油譲与税の譲与制限
 - ② 国庫補助金における財政力に応じた調整措置
- (2) 大使館、領事館等に対する非課税措置により減収となっている固定資産税、 都市計画税相当分を補填すること。

4 法人事業税の分割基準の適正化等

(提案要求先 総務省) (都 所 管 局 主税局)

- (1) 大都市にとって不利益となっている分割基準の適正化を図ること。
- (2) 不合理な分割基準の見直し等を行わないこと。

<現状・課題>

法人事業税の分割基準は、これまでに幾度も大都市にとって不利益な改正が行われており、法人の事業活動量を適切に反映したものとなっていない。

- (1) 法人事業税の分割基準を、従業者数など法人の都道府県ごとの事業活動量を適切に 反映したものとすること。
- (2)地方団体間の財源調整の手段として、地方法人課税の分割基準の見直しを行うなど、税制の姿を歪める不合理な改正は行わないこと。